

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地			
トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校		平成9年3月26日	塚広 基	〒 730-0014 (住所) 広島市中区上幟町8-18 (電話) 082-223-1164			
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地			
学校法人木村学園		平成9年3月26日	木村 創	〒 730-0014 (住所) 広島市中区上幟町8-18 (電話) 082-223-1164			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	平成21(2009)年度	-	平成26(2014)年度		
学科の目的	加齢や障がいなどによって日常生活を営むことが困難な人々に寄り添い、その人の心身の状況に応じた介護を行い、支えることができる高度な技術と専門知識を習得し、地域社会に貢献できる介護福祉士の育成を目指す。						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	卒業時に介護福祉士国家試験受験資格を取得、国家試験合格により、介護福祉士資格を取得できる。また、在学中に各種教科を通じて、日本語ワープロ検定試験、情報処理技能検定試験(表計算)、文書デザイン検定試験、プレゼンテーション作成検定試験、日本語漢字能力検定試験、赤十字ベーシックライフサポーター等に挑戦する						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数 又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,280 単位時間 単位	780 単位時間 単位	630 単位時間 単位	870 単位時間 単位	0 単位時間 単位	0 単位時間 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留學生数(生徒実員の内数)(B)	留學生割合(B/A)				
120人	90人	32人	36%				
就職等の状況	■卒業生数(C)		42	人			
	■就職希望者数(D)		42	人			
	■就職者数(E)		41	人			
	■地元就職者数(F)		40	人			
	■就職率(E/D)		98	%			
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		98	%			
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		98	%			
	■進学者数		0	人			
	■その他						
	学生課就職担当のキャリアサポーターとクラス担任による個別の就職指導により、ひとりひとりの希望を叶える就職活動を行っている。 (令和5年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、自立支援施設(知的・身体)、居宅サービス関連事業(グループホーム等)						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無				
当該学科のホームページURL	<a href="https://hiroshima.trinity.ac.jp">https://hiroshima.trinity.ac.jp</a>						
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)						
	総授業時数		2,280 単位時間				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		690 単位時間					
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間					
うち必修授業時数		2,280 単位時間					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		690 単位時間					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間					
(B: 単位数による算定)							
総授業時数		単位					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位					
うち企業等と連携した演習の授業時数		単位					
うち必修授業時数		単位					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		2人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		1人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		2人				
	計		5人				
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		5人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

福祉現場が求める介護福祉士を養成するため、介護の現場で介護福祉士を指導する立場の施設の役職員である教育課程編成委員の意見を参考に、授業科目の新設や変更を行う。また、介護施設や介護実習指導者と密接な連携を取ることで、実際の福祉現場でのニーズを把握し、最新の介護知識・技術を授業に組み込むなど定期的に教育課程の工夫・改善を行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

学校教育法第128条第4項の趣旨を達成するために、企業業界団体等との密接な連携により、最新の知識・技術・技能を取り入れた教育課程(カリキュラム)の編成・改善・工夫を定期的に行うことを目的に「教育課程編成委員会」を設置する。尚、委員会の審議内容については、学科内会議の検討を踏まえて学科長会議及び学校運営委員会にて採否の検討を加え、最終的に理事会・評議員会にて教育課程(カリキュラム)を決定・承認する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年6月28日現在

名前	所属	任期	種別
丸山 健太郎	社会福祉法人光清会 特別養護老人ホーム光清苑副施設長	令和4年9月1日～ 令和7年8月31日(3年)	③
福光 直美	社会福祉法人 福祉広医会 特別養護老人ホーム 悠悠タウン江波 副主任	令和4年9月1日～ 令和7年8月31日(3年)	③
塚広 基	トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校 学校長		—
宅野 伸	同 教務部長		—
吉岡 俊昭	同 介護福祉学科学科長		—
齋木 亜子	同 事務課長		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(10～11月、2～3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年11月20日 18:00～19:30

第2回 令和6年4月4日 14:00～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

◎介護現場でも導入する施設が増えてきているICT・介護ロボットを実際に企業と連携し、福祉用具とICTという授業を増やす。

◎介護の魅力発信する力を養うことを目的に、生活支援技術やITリテラシー、介護総合演習などでプレゼンの時間を増やす。

◎コロナも5類となり、規制が緩和されたため企業連携した授業を取り入れるようにする。

◎指導力の向上のために、2年生が1年生を指導するような場面を増やす。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学内の講義や演習で学んだ知識・技術を、450時間に及ぶ特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障がい者支援施設及び在宅関連施設等の介護実習において実践的に学ぶことが出来るよう、介護実習連絡会議及び介護実習巡回時の実習指導者との意見交換等により日常的に施設側と連携を取ることを基本方針とし、介護福祉士としての責任と役割を自覚できるよう連携を取りながら、地域や施設の現場で利用者の日常生活を適切に援助できる能力を養う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- ◎介護実習施設との介護実習連絡会議を開催し、実習目標・実習内容の共有化を図り、介護実習の効果を高めている。
- ◎介護実習施設巡回時における実習指導者との意見交換を行い連携を図っている。
- ◎介護総合演習、就職実務等の科目において、施設等役職員の講演会等を開催し現場の生の声を学生に学ばせている。
- ◎介護実習Ⅰ-①、Ⅰ-②及び介護実習Ⅱ-①、Ⅱ-②の学修成果の評価については、実習先の評価を十分に踏まえて学科内会議にて検討・決定する。不認定の場合は、再度、当該実習を行い実習先評価、学内評価を行い、単位認定の可否を決定する。
- ◎企業と連携し、ICT、介護ロボットの最先端の展示を行い、学生が日頃から機器に触れて学ぶことができています。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ-①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語的コミュニケーションが比較的可能な利用者との人間的な触れ合いを通して、利用者の特性を理解する。</li> <li>・利用者の日常生活を知り、介護の機能並びに施設職員の一般的役割について理解する。</li> <li>・初歩的な日常生活援助ができる。</li> <li>・介護福祉の目的のひとつが、地域における介護福祉の増進を図ることであることを理解する。</li> </ul>	石内慈光園、五日市あかり園、川内の里、光清苑、サンシャイン南蟹屋、府中みどり園、デイサービスセンターふじ白島、小規模多機能ホーム五日市・みどりの家、看多機ホームみなりっこ、グループホーム舟入等 計31施設
介護実習Ⅰ-②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の障害レベルに応じて求められる生活支援技術が実践できる。</li> <li>・利用者のニーズを充足するための情報の収集ができる。</li> <li>・多職種連携の方法について学ぶ。</li> <li>・利用者の状態について観察し、正しく記録できる。</li> </ul>	サンキウエルピア介護センター廿日市、しあわせづくり訪問介護、訪問介護事業所よおむ、生協ひろしま介護サービス・広島南、エコール在宅介護ステーション、ヘルパーステーションふじ 五日市 等 計38事業所
介護実習Ⅱ-①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営のプログラムに参加し、処遇全般についてチームの一員として理解するとともに、個別援助計画・記録について理解を深める。</li> <li>・夜勤勤務を1回経験し、指導者の指示により夜間の業務内容および利用者の状態を理解する。</li> <li>・介護実習Ⅱ-②終了後の学内での実習報告会に、実習指導者にも参加していただき、学習成果の共有化を図る。</li> </ul>	矢野おりづる園、愛善苑、石内慈光園、江能、神田山長生園、光清苑、サンシャイン南蟹屋、チェリーゴード、府中みどり園等計25施設
介護実習Ⅱ-②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で生活している利用者の居住環境と日常生活を知り、訪問介護や小規模多機能型居宅介護の一般的・特殊的役割について理解する。</li> <li>・フォーマルサービスとインフォーマルサービス等の連携・協働によって、在宅で生活している利用者とその家族の生活が支えられていることを理解する。</li> <li>・多職種や自助グループ、地域組織などの中での介護福祉士の役割や今後の可能性を考える視点をもつ。</li> </ul>	神田山長生園、くちた園、サンヒルズ広島、美川苑、リアライヴ高陽、リーフ明神、スカイバード、はまな荘、三滝ひまわり、なごみ等 計26施設

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

高等職業教育機関の一翼を担っている専門学校の教育内容が高度化・複雑化している今日、教職員の資質向上を図ることは喫緊の課題である。そのため、本校においては、就業規則第21条(研修)「教職員は、その職責遂行のため、自発的研修に励み、かつ、学校又は各種団体等の行う研修を受け資質の向上に努めなければならない。」の条文及びそれを受けて策定した教職員研修規程に則り、業界や企業が求める実務知識や効果的な指導方法を習得し教育内容や指導方法に反映することを目的として、関係専門職員、専門技術者を養成している諸施設・団体等において実施される一定の水準・実績を持つ研修・研究施設で研修させる。

年度初めに、学科ごとに自己申告書を踏まえた教職員の研修計画を提出させ、校長・事務部長・教務部長・学科長からなる運営会議において協議・決定し、実施する。研修終了後、研修報告書を提出し、研修成果を報告させるとともに学科内において情報共有を図り、次年度以降の授業等の改善に資する。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	安全な接触嚙下の方法	連携企業等:	広島県介護福祉士会
期間:	2023年4月26日	対象:	介護福祉士
内容	摂食嚙下のメカニズムと困難事例への介助方法について		
研修名:	寝返りと立ち上がりと座る・寝るを感じる支援	連携企業等:	広島県介護福祉士会
期間:	2023年9月28日	対象:	介護福祉士
内容	潜在能力を引き出す支援技術		
研修名:	拘縮予防・改善のためのケアの実践	連携企業等:	広島県介護福祉士会
期間:	2023年12月2日	対象:	介護福祉士
内容	負担の少ない関節の動きやポジショニング、シーティングについて		
② 指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	日本介護福祉士会全国大会・学会	連携企業等:	日本介護福祉士会
期間:	2023年11月11日、11月12日	対象:	介護福祉士
内容	介護福祉士の知識技術の向上に対する取り組み		
研修名:	留学生への国家試験対策指導方法	連携企業等:	介護福祉士養成施設協会
期間:	2023年12月26日	対象:	留学生指導職員
内容	留学生に対してどのように国家試験対策の指導方法を学ぶ		
研修名:	異業種から学ぶ人材育成第1弾～子供を導くプロから学ぼう～	連携企業等:	介護福祉士会
期間:	2024年3月5日	対象:	福祉・介護関連職員
内容	組織形成を見直し、環境改善を行い対象者への指導力強化につなげる視点		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: ICT・介護ロボット導入支援研修	連携企業等: 一般社団法人日本福祉用具供給協会
期間: 2024年7月13日	対象: 介護・医療機関・行政 ・一般の方
内容: 既存の導入施設でのシンポジウム、機器展示・説明	
研修名: 利用者と介護者に心地よい介護	連携企業等: シルバーサービス振興会
期間: 2024年7月25日	対象: 介護職員
内容: 利用者の障害特性に合わせた生活支援技術	
研修名: ICT・介護ロボット導入支援研修	連携企業等: 一般社団法人日本福祉用具供給協会
期間: 2024年1月22日、23日	対象: 介護・医療機関・行政 ・一般の方
内容: 最新ICT機器の展示・説明	

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 令和6年 外国人介護人材のための介護福祉士国家資格取得支援講座講師養成研修	連携企業等: 日本介護福祉士会
期間: 2024年7月27日、7月28日	対象: 介護福祉士
内容: 留学生に対してどのように国家試験対策の指導方法を学ぶ	
研修名: 日本介護福祉士会全国大会・学会	連携企業等: 日本介護福祉士会
期間: 2024年11月15日、16日	対象: 介護職員・教員
内容: 介護福祉士の知識技術の向上に対する取り組み	
研修名: チームの力を引き出すリーダーシップ	連携企業等: 介護福祉士会
期間: 2025年2月18日、3月25日	対象: 介護職員・教員
内容: 多様なリーダーシップとマネジメント能力について	

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

文部科学大臣の定めるところにより、本校の教育活動その他の学校運営の状況について自己評価を行い、その結果を踏まえて学校関係者評価を実施する。評価委員会は、設置学科に係る企業等の委員並びに高等学校関係、保護者・卒業生の委員等をもって構成し、評価活動の一環として学校長など教職員との意見交換を行う。学校関係者評価の結果を取りまとめるにあたっては、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策についても併せて検討する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1. 教育理念(建学の精神)・目的・目標、育人人材像等が明文化されているか。職業教育機関として専修学校教育に必要とされる考え方や指針、内容等が盛り込まれているか 2. 社会や関連業界のニーズを踏まえた将来構想を描いているか
(2) 学校運営	1. 運営方針は教育理念等に沿ったものになっているか 2. 事業計画を作成し、執行しているか 3. 運営組織や意思決定機関は効率的なものになっているか 4. 教員及び職員の能力評価・能力向上に向けた取組みを行っているか 5. 人事・給与に関する制度を確立しているか 6. 情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3) 教育活動	1. 教育理念、教育目的および育人人材像に沿った教育課程を編成・実施しているか 2. 各学科の教育目標、育人人材像に向けて、体系的なカリキュラム作成などの取組がなされているか 3. 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか 4. 資格・免許取得のための指導体制があるか 5. 基礎的・汎用的能力を身につけるための取組が実施されているか
(4) 学修成果	1. 各学科の教育目標、育人人材像に向けてその達成への取り組みと評価がされているか 2. 就職率の向上が図られているか 3. 資格・免許取得率の向上が図られているか 4. 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
(5) 学生支援	1. 学生に対する修学支援に関する支援組織体制を整備し、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように図っているか 2. 就職・進学指導に関する支援体制は整備され、有効に機能しているか 3. 学生相談に関する体制は整備されているか 4. 学生に対する経済的な支援体制は整備されているか。学生の健康を担う組織体制はあるか。生活環境支援体制を整備しているか 5. 退学率の低減が図られているか 6. 保証人との連携体制を構築しているか 7. 卒業生の動向を把握しているか。社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか
(6) 教育環境	1. 施設、設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか 2. 校外の実習、インターンシップ、海外研修等について、十分な教育体制を整備しているか 3. 防災・安全管理に関する体制を整備しているか。防災訓練等を実施しているか

(7) 学生の受入れ募集	1. 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。社会人入学生、留学生、障がい者等、多様な学生の受入れについて方針を明確にしているか 2. 入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか 3. 学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	1. 法令、専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行なっているか 2. 個人情報に関する規程を整備し、個人情報に対する対応を取っているか 3. 自己評価、学校関係者評価の実施体制を整備しているか 4. 各学科の教育目標、育成人材像に向けて自己点検・評価活動の実施体制を確立して改革・改善のためのシステムが構築されているか 5. 教育活動に関する情報公開を積極的に行っているか
(9) 法令等の遵守	1. 学校の中長期的な財務基盤は安定しているといえるか 2. 予算及び収支計画は有効かつ妥当か。予算及び収支計画に基づき、適正に執行管理を行っているか 3. 財務について会計監査が適正におこなわれているか 4. 私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	1. 学校の教育資源や施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っているか 2. 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか
(11) 国際交流	1. 留学生の受け入れ、海外への留学における学習支援や生活指導等を適切に対応し、管理体制を整備しているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

◎授業アンケートや学生アンケートの回収率をあげることで、日本語学科に対するアンケートの回答方法を検討する必要がある→紙媒体からスマホでの実施に変更したためやり方が教員側にも周知徹底できていなかったため、次年度以降は教員が学生に丁寧に説明して実施し、回収率や信ぴょう性をあげていく。

◎昨年より評価が落ちている項目に対して、分析し、改善計画に入れる必要がある。→次年度の改善項目として取り上げ、計画に基づき改善を行う。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年6月28日現在

名前	所属	任期	種別
米川 晃	学校法人 青葉学園 理事長	令和4年9月1日～ 令和7年8月31日(3年)	企業等委員
宮本 照彦	中央内科クリニック 事業運営本部長	令和4年9月1日～ 令和7年8月31日(3年)	企業等委員
柿木田 健	社会福祉法人広島常光福祉会 理事長	令和元年9月1日～ 令和7年8月31日(継続)	企業等委員
前 眞一郎	元 高等学校学校長	令和4年9月1日～ 令和7年8月31日(3年)	高等学校代表
田淵 譲	本校卒業生	令和元年9月1日～ 令和7年8月31日(継続)	卒業生代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://hiroshima.trinity.ac.jp>

公表時期: 令和6年7月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①公的な教育機関として、学生・保護者・企業等の学校関係者に対して、教育活動等の情報提供により説明責任を果たすことが求められていること
- ②教育情報を積極的に提供することにより本校教育の特色をアピールすることや質の向上を図ることが出来ること
- ③本校の教育活動の課題も示すことが出来ること

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	概要(学校長名、所在地、連絡先、学校の沿革、学校の特色) 目標計画(教育方針、学校教育経営目標、運営方針、学校行事計画)
(2)各学科等の教育	総定員数 入学者数及び在学者数 教育課程 進級及び卒業要件 取得資格 卒業者数及び卒業後の進路状況
(3)教職員	教職員数 教職員の組織及び専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育への取組状況 企業等との実習等の取組状況 就職支援の取組状況
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況 課外活動等の状況
(6)学生の生活支援	学生支援への取組状況
(7)学生納付金・修学支援	学生募集及び納付金の取扱 奨学金等の修学支援の内容
(8)学校の財務	資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表 事業報告書、財産目録、監査報告書
(9)学校評価	自己点検及び自己評価報告書 学校関係者による改善方策
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ))

URL: <https://hiroshima.trinity.ac.jp>

公表時期: 令和6年7月1日

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 令和6年度														
分類	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択	授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	授業方法			場所		教員 専 任	企業等との連携
								単 位 数	講 義	演 習	実 験・ 技 術 実 習・ 実	校 内		
	○			人間の尊厳と自立	人間の尊厳とは何か、人権とは何かを中心に、歴史をおいながら福祉専門職として理解しておかなければならない、人間を理解するための基本的な考え方を理解する。また、自立とは何かを整理し、自立を目指す支援方法として自己選択と自己決定の重要性と介護福祉士としての支援を行うための基本的な視点を学んでいく。	1 前	30	1	○			○		
	○			人間関係とコミュニケーション	コミュニケーションの基本構造について学び、要援助者の介護援助に必要なコミュニケーション技法について理解する。また、要援助者が置かれている社会的な状況を把握するためのマッピング技法、介護専門職として働く際の、関係づくりのための人間の理解、援助者のバーンアウト、施設でのコミュニケーションについて理解する。	1 前	30	1	○			○		
	○			チームマネジメント	介護福祉職のグループの中で中核的な役割やリーダーの下で専門職として役割を發揮するための視点を養い、行動できる力を身につける。	1 後	30	1	○			○		
	○			社会の理解Ⅰ	個人が自立した生活を営むためということを理解するために、個人、家族、近隣、地域、社会を通して人間を捉え、その関係性や過程について理解する。また、わが国の社会保障の歴史的背景や基本的な考え方・しくみについて理解する。	1 後	30	1	○			○		
	○			社会の理解Ⅱ	介護保険制度と障害者自立支援制度について基礎的知識を把握し、権利擁護関連制度である成年後見制度や、保健医療に関わる諸施策などを理解する。	2 後	30	1	○			○		
	○			社会貢献活動Ⅰ	養成校の近隣地域や福祉施設での貢献活動を通して、対象者の生活や地域の課題に対して介護福祉士としての役割を実践的に学ぶ。	1 通	90	2		○			○	
	○			社会貢献活動Ⅱ	養成校の近隣地域や福祉施設での貢献活動を通して、対象者の生活や地域の課題に対して介護福祉士としての役割を実践的に学び、自ら展開できる力を身につける。	2 通	90	2		○			○	
	○			介護の基本Ⅰ	介護福祉の基本となる理念や地域を基盤とした生活の継続を支援するための仕組みを理解する。その人らしい生活を支援する専門職として、介護を必要とする人の生活を理解し、求められる倫理観や姿勢を学ぶ。	1 通	60	2	○			○		
	○			介護の基本Ⅱ	介護を必要とする人の理解を深め、自立支援に向けた支援方法を学び、介護予防やリハビリテーションの必要性を理解する。	2 前	30	1	○			○		○
	○			介護の基本Ⅲ	介護を必要とする人への理解を深め、様々なサービスの概要を理解し、実際の生活支援技術を考える。また、介護福祉士として他職種との協働や制度の仕組みを理解する。	2 通	60	2	○			○		○
	○			介護の基本Ⅳ	専門職としての介護の成り立ちを学ぶことで、介護福祉士に求められる役割や機能を理解し、専門職として必要な知識や姿勢を学ぶ。	2 後	30	1	○			○		○
	○			コミュニケーション技術	介護実践のために必要な人間の理解や他者への情報の伝達に必要な基礎的なコミュニケーション能力を養う。また、人と関わる上で必要な感性を養う。	1 通	60	2		○				○
	○			生活支援技術Ⅰ	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう介護ロボットを含め、福祉用具を活用する意義やその目的を理解し、福祉用具を選択・活用する基礎的な知識・技術を習得する。また、住まいの多様性を理解するとともに、居住環境の整備について基礎的な知識を習得する。	1 前	30	1	○			○		○
	○			生活支援技術Ⅱ	尊厳の保持の観点からどのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて安全に援助できる技術と知識について習得する。	1 通	120	3		○	○		○	
	○			生活支援技術Ⅲ	尊厳の保持の観点からどのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて安全に援助できる技術と知識について習得する。	2 通	120	3		○	○		○	○
	○			福祉用具とICT技術	専門職より指導を受け、福祉用具の考え方や最新の福祉用具・ICT機器の種類や活用方法を学ぶ。	1 後	60	2		○				○
	○			在宅生活支援	在宅で生活する要介護者を実際に支援している介護福祉士より指導を受け、多様化する要介護者に対して、どのような生活支援を提供することが適切かを学ぶ。	2 前	60	2		○		○		○
	○			介護過程Ⅰ	介護過程の仕組み・目的を理解し、基本的な展開方法を習得する。尊厳の保持や自立支援の観点から個別のニーズに対応できる展開の方法を理解し、実践的な展開を行なうための基礎知識を身につける。	1 通	60	2		○		○		
	○			介護過程Ⅱ-①	アセスメントより、情報収集の実践を学ぶ。正確な情報収集ができるための観察力、コミュニケーション能力を身につける。演習課題に取り組み、利用者に応じた介護過程を展開する力を身につける。	1 後	30	1		○		○		
	○			介護過程Ⅱ-②	アセスメントから評価までの思考過程を学ぶ。演習課題に取り組み、利用者に応じた介護過程を展開する力を身につける。	2 前	30	1		○		○		
	○			介護過程Ⅲ	チームアプローチにおける介護福祉士の役割とその重要性を理解し、チームアプローチによる利用者支援の実践について理解を深める。また、実習で行った介護過程から、「生活することの意味」「人生の尊さ」「介護福祉士としての仕事の魅力」などを学ぶ。	2 後	30	1		○		○		
	○			介護総合演習Ⅰ	介護実習とは何かを理解し、介護実習Ⅰに必要な知識や技術を確認する。	1 前	30	1		○				
	○			介護総合演習Ⅱ-①	実習モデルに基づきながら実習Ⅱの目的と目標について学ぶ。演習課題に取り組み、介護過程を中心とした知識・技術、他職種協働の視点を学ぶ。	1 後	30	1		○		○		
	○			介護総合演習Ⅱ-②	実習モデルに基づきながら実習Ⅱの目的と目標について学ぶ。演習課題に取り組み、介護過程を中心とした知識・技術、他職種協働の視点を学ぶ。	2 前	30	1		○		○		
	○			介護総合演習Ⅲ	事例研究の進め方を学び専門的知識と技術を文章化できるようにする。介護実習で実施した介護過程の展開を、事例研究としてまとめ、発表する。	2 後	30	1		○		○		
	○			介護実習Ⅰ-①	言語的コミュニケーションが比較的可能な利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の特性を理解する。介護福祉の目的のひとつが、地域における介護福祉の推進を図ることであることを理解する。	1 前	80	2		○		○		○
	○			介護実習Ⅰ-②	在宅で生活している利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の特性を理解する。在宅で生活している利用者の居住環境と日常生活を知り、訪問介護や小規模多機能型居宅介護職員の一般的で特徴的役割について理解する。	2 前	50	1		○		○		○

28	○	介護実習Ⅱ-①	利用者の障害レベルに応じて求められる生活支援技術が実践できる。利用者のニーズを充足するための情報収集ができる。医療・看護との連携の方法について学ぶ。利用者の状態について観察し、正しく記録できる。	1 後	120	3				○	○	○	○
29	○	介護実習Ⅱ-②	1名の利用者を受け持ち、個別援助計画を立案・実施・評価する。 多職種協働の重要性を理解し、介護福祉士の役割を理解する。	2 前	200	5				○	○	○	○
30	○	発達と老化の理解	人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化および老化が生活に及ぼす影響について理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎知識を学習する	1 通	60	2	○			○		○	
31	○	認知症の理解Ⅰ	医学的側面からみた認知症の基礎を学ぶ。認知症に伴うこととからだの変化を学ぶ。認知症の行動・心理症状を理解し、その対応を学ぶ。認知症の人へのアプローチのあり方を学ぶ。	1 後	30	1	○			○		○	
32	○	認知症の理解Ⅱ	認知症の症状に応じた介護のあり方を学ぶ。認知症の人が「その人らしく暮らす」ために、地域における連携と協働について学ぶ。家族の力を活かすため、地域とどう協働すればよいかを学ぶ。認知症に関する制度・関係機関について学ぶ。	2 前	30	1	○			○		○	
33	○	障害の理解	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を理解し、本人や家族も含めた介護上の留意点について学習する。また、介護現場で重要となる自立に向けた生活支援ができるよう、生活に視点を置いた基本的な支援方法について学ぶ。さらに、家族支援のあり方や多職種との連携・協働について学習する。	1 通	60	2	○			○		○	
34	○	こころとからだのしくみⅠ	介護を必要とする人の生活支援を行うため、支援する側とされる側、双方にとって根拠のある介護実践を行うために必要な身体的・心理的・社会的側面を総合的に捉えるための基本的な知識を理解する。また、人間の心理、人体の構造と機能、生命が維持できている徴候と観察についての基本的な知識を身につけることを目指す。	1 通	60	2	○			○		○	
35	○	こころとからだのしくみⅡ	根拠のある介護実践・日常生活支援を行うために必要な人体の機能と構造、心理について基礎的な知識を身につけることを目指す。得られた知識を介護実践に必要な情報収集やアセスメントを強化し、支援を必要とする人の状態にあった生活支援技術を提供できるようになる。	2 通	60	2	○			○		○	
36	○	医療的ケアⅠ	医療職との連携の下で医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な、基礎的知識を習得する。	1 後	30	1	○			○		○	
37	○	医療的ケアⅡ	医療職との連携の下で医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な、基礎的知識を習得する。	2 通	60	2	○			○		○	
38	○	医療的ケアⅢ	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。	2 後	30	1	○			○		○	
39	○	ITリテラシーⅠ	現代社会で必要となるパソコン技術や情報社会を生き抜いていくために必要な情報モラルを学習する。また、パソコンやスマートフォンを用いた新聞作成や動画作成、テレビ会議などこれからの介護現場で求められるIT技術を身につける。	1 通	60	2	○			○		○	
40	○	ITリテラシーⅡ	介護実習で学んだ内容を事例研究発表することで、介護現場で求められるプレゼンテーション能力と資料の作成方法を身につける。また論文形式である事例研究集の作成手順を学ぶ。	2 後	30	1	○			○		○	
41	○	国家試験対策	介護福祉士国家試験に向けての対策講座。介護福祉士国家試験に必要な知識の習得を行う。	2 後	60	2	○			○		○	
42	○	介護特論	専門職により介護福祉士に必要な多種多様な知識・技術の指導を受け習得をする。また社会に出るために必要な知識・心構えを身につける。	2 通	30	1	○			○		○	
合計					42	科目	2,280単位時間(68単位)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：必修授業科目42科目をすべて履修し、修了すること。単位不認定の科目があれば、卒業はできない。		1学年の学期区分	2期
履修方法：学科、クラス毎にそれぞれの教育課程を定められた時間割に則して履修する。		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。